

日本語学習教材給付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、子どものための日本語学習支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下「機構」という。）が、日本語学習教材給付事業を実施するために必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 本事業の助成対象者は、要綱第2条に掲げる子どもとする。

2 本事業の助成対象者は、前項に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する団体（以下「学校等」という。）とする。

- (1)前項の子どもが所属する学校等
- (2)前項の子どもが所属する日本語教室を運営する団体
- (3)その他機構が認める団体

(助成内容)

第3条 本事業の助成対象経費は、前条の助成対象者が日本語学習のために要する教材（教科書、テキスト等）の購入代金とする。

2 年度ごとの助成金額は1人当たり3,000円(税別)、1学校等当たり30,000円(税別)とする。

(申請等)

第4条 本事業の助成を希望する者は、日本語学習教材給付事業申請書（様式1）により、メール又は郵送にて、機構へ申込むものとする。

2 機構は前項の申請書に基づき、内容を審査し、助成を認定するときは、申請者に通知するものとする。

3 前項の通知後、機構は、認定した教材を購入し、申請者に教材を給付する。

(認定の取消し等)

第5条 機構は、前条第2項の認定を受けた申請者について以下の事由が判明した場合は、当該申請者に対して教材の返還を求める。

- (1)偽りその他不正な手段により助成を受けたとき
- (2)助成を目的外に使用したとき

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。